

中北林務環境事務所 經由
山梨県指令森整第907号-1
甲府市富士見一丁目22番11号
北部開発株式会社

平成27年8月31日付けで申請のあった林地開発行為の変更については、森林法第10条の2第1項の規定により次の条件を付けて許可する。

平成27年11月25日

山梨県知事 後藤 齋



- 1 開発行為の目的 建設発生土の埋立て
- 2 開発行為の場所 甲斐市牛句字三石3619番1外21筆
甲斐市牛句字入矢木羽3739番1外24筆
甲斐市牛句字矢木羽沢3823番外1筆
- 3 開 発 面 積
開発行為に係る森林面積 7. 4 6 5 0ヘクタール
開発行為をしようとする森林面積 9. 5 8 9 2ヘクタール
開発行為に係る事業区域面積 10. 0 5 3 0ヘクタール
- 4 許可の条件
以下の条件に従わずに開発を行った場合には、この許可を取り消すことがある。
 - (1) 開発行為は、申請書及び添付図書の内容に従って行うこと。
 - (2) 県の職員が開発行為の施工状況に関する調査を行う場合には、これを拒否しないこと。
 - (3) 開発行為を完了したときは、山梨県森林法施行細則（以下「施行細則」という。）第8条に基づき遅滞なく知事に届け出ること。また、県の職員が実施結果につき確認を行う場合には、これを拒否しないこと。
 - (4) 開発行為を廃止しようとするときは、施行細則第6条に基づき遅滞なく知事に届け出るほか、知事の指示に従い防災措置を講ずるとともに、県の職員が実施結果につき確認を行う場合には、これを拒否しないこと。

- (5) 開発行為に係る土地の権利の譲渡を行うときは、あらかじめ知事に届け出ること。
- (6) 開発行為の計画を変更しようとするときは、施行細則第5条に基づき、速やかに手続を行うこと。
なお、申請書に記載の開発行為の完了予定日において、開発行為が完了しないことが明らかとなった場合には、速やかに知事に申し出て指示を受けるとともに、その指示に従うこと。
- (7) 開発行為の施工中に災害が発生した場合もしくは発生するおそれがある場合は、適切な措置を講ずるとともに、遅滞なく知事に届け出て指示を受けるとともに、その指示に従うこと。
- (8) 工事施工中においては、許可を受けた日から6月を経過する毎に、その経過した日から起算して10日以内に山梨県中北林務環境事務所を通じて開発行為の施行状況を報告すること。
- (9) 開発行為に先立って、現場付近の見やすいところに別紙様式の林地開発許可標識を設置すること。
- (10) 開発行為に着手する場合は、施行細則第4条に基づき、実施工程表を添えて知事に届け出ること。その際、(9)に係る標識の写真を添付すること。
- (11) 施工においては、水路、沈砂池等防災上必要となる施設の設置を先行すること。
- (12) 区域内の立木の伐採は、工事施工上必要最小限とすること。
- (13) 開発行為の施工中に、災害等が発生しあるいは発生するおそれがある場合は、許可条件の変更及び追加をすることがある。

教 示

この処分に不服があるときは、処分の通知を受けた日から60日以内（通知を受けた日の翌日から起算します。）に、山梨県知事に対して、行政不服審査法第6条に規定する異議申し立てをすることができます。

また、この処分については、処分の通知を受けた日から6箇月以内（通知を受けた日の翌日から起算します。）に、山梨県（訴訟において山梨県を代表する者は山梨県知事となります。）を被告として、行政事件訴訟法第8条に規定する処分の取り消し訴えを提起することができます。

ただし、不服の理由が、鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、上記異議申し立てに代えて、処分の通知を受けた日から60日以内（通知を受けた日の翌日から起算します。）に、公害等調整委員会に対し、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第25条第1号の規定により不服の裁定を申請することができます。また、この場合における訴えについては、同法第50条の規定により、公害等調整委員会による裁定に対してのみ提起することができます。